

25 西審国第 12 号  
平成 26 年 1 月 28 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会  
会 長 清 水 文 子

### 諮問第 2 号に対する答申書

平成 25 年 1 月 21 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

#### 諮 問 事 項

平成 26 年度国民健康保険料のあり方について

#### 答 申 事 項

##### 1 平成 26 年度国民健康保険料のあり方について

平成 26 年度の国民健康保険料については料率等の改定を行なわない。

##### 2 答申の理由

平成 26 年度の国民健康保険特別会計の財政状況は、財源不足を生じているものの、現行の保険料率であっても保険給付費の伸びが減少したことなどにより、一般会計からの法定外繰入金は前年度と比較し減額するという報告を受けた。

国民健康保険料は、平成 24 年度から 2 年連続で改定を行っており、今回改定をすると 3 年連続改定となるため、現行の保険料で賄えるのであれば平成 26 年度は現行のままでという意見が多数を占めた。

よって、平成 26 年度の国民健康保険料は改定を行わないこととする。

なお、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の成立により低所得者の保険料軽減の拡大が決定したため、当該政令が公布された際には、政令に基づき保険料軽減の拡充を行うこと。

## 「付帯意見」

- 1 社会保障制度国民会議の報告書を踏まえた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」により、国民健康保険の都道府県広域化も平成 29 年度までを目途に必要な措置を講ずることとされ、今後、広域化に伴う保険料の賦課方式や料率等が検討されることになる。

東京都内の広域化を見据えると現在保険料率は各区市町村でまちまちであるが、国民健康保険加入者の約 7 割が在住し、同じ賦課方式、保険料率を採用している東京 23 区の料率を基準として調整が行われることが想定される。

この想定に基づき、広域化の際、被保険者にとって過度な負担とならないように賦課方式を 2 方式（所得割、均等割）へ計画的に移行すること。また、当面、保険料の水準は被保険者の負担能力を十分考慮しながら東京 23 区並みを目指すこと。

- 2 一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用するべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、繰入金の基準、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。

- 3 「健康都市宣言」を行った市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、第二期特定健康診査等実施計画に掲げる目標達成に向けて、更なる受診率の向上に努力すること。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、療養費の適正化、レセプト点検強化、医療費分析による疾病の重篤化予防など医療費の縮減に向けた取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも、口座振替の勧奨、滞納繰越額の削減など保険料徴収の向上を図ること。

- 4 現在一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、引き続き国・東京都へ補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである。